

広島県告示第七百二二号

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同法による改正後の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の二第一項の規定によって、次のとおり指定構造計算適合性判定機関を指定した。

平成十九年六月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

1 名称

株式会社ジェイ・イー・サポート

2 住所

広島市中区小町二番三〇号

二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

広島市中区小町二番三〇号

三 構造計算適合性判定の業務の開始の日

平成十九年六月二十日